



宮 崎 県 公 報

令和元年10月24日(木曜日) 第50号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○議決された予算の要領の公表……………(財政課) 1	
○決算の要領の公表……………(") 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○道路の区域の変更(11件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(7件)……………(") 3	
○道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………(") 5	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5	
公安委員会公告	
○機械警備業務管理者講習の実施について……………5	

告 示

宮崎県告示第 439号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和元年9月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 440号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年9月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第6項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
 - (1) 平成30年度宮崎県歳入歳出決算 認定
 - (2) 平成30年度宮崎県電気事業会計決算 認定
 - (3) 平成30年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
 - (4) 平成30年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
 - (5) 平成30年度宮崎県立病院事業会計決算 認定

- 2 決算の要領
別冊1のとおり
- 3 監査委員の意見
別冊2のとおり

宮崎県告示第 441号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安賀多デンタルクリニック	延岡市安賀多町2丁目6番地4宮永ビル1階	令和元年9月2日

宮崎県告示第 442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字小春	旧	7.0~55.1	809.8
			132番8から同郡同村同大字同字132番8まで	新	8.2~69.1	733.2

宮崎県告示第 443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字板谷字大王鶴1番6地先から同郡同村同大字同字1番6地先まで	旧	24.7~31.5	55.0
				新	24.8~60.7	55.0

宮崎県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
3	県道	日南志布志線	串間市大字一氏字大塚原2729番10地先から同市同大字同字2729番9地先まで	旧	22.4~30.4	40.2
				新	22.4~38.2	40.2

宮崎県告示第445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
27	県道	宮崎北郷線	日南市北郷町北河内字道之合海一郷国有林1043林班か小班から同市同町北河内同字海一国有林1043林	旧	7.8~14.9	64.7
				新	7.8~20.5	64.7

				班よ小班まで		
--	--	--	--	--------	--	--

宮崎県告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	日南市北郷町北河内字岩下11番11から同市同町北河内同字11番11まで	旧	13.8~31.3	132.7
				新	13.8~48.7	132.7

宮崎県告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	日南市北郷町郷之原字鬼之頭甲3861番1地先から同市同町郷之原字岩下乙5282番1地先まで	旧	13.2~95.9	216.6
				新	13.2~95.9	216.6

宮崎県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	日南市北郷町郷之原字壱町甲3869番1地先から同市同町郷之原字鬼之頭甲3861番7地先まで	旧	12.2～47.7	289.7
				新	17.5～63.8	289.7

宮崎県告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2092林班は小班から同郡同町同大字2092林班は小班まで	旧	8.5～16.6	32.2
				新	20.1～43.2	32.2

宮崎県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
432	県道	元狩倉日南線	日南市大字吉野方字長谷場1376番1から同市同大字同字1374番1まで	旧	11.3～18.2	33.5
				新	15.0～19.5	33.5

宮崎県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
438	県道	北方南郷線	日南市南郷町瀧上字上永田7134番2地先から同市同町瀧上同字7130番3地先まで	旧	12.6～21.9	32.4
				新	12.6～23.2	32.4

宮崎県告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
438	県道	北方南郷線	串間市大字秋山字焼山秋山国有林2052林班く小班から同市同大字同字秋山国有林2052林班く小班まで	旧	4.8～6.7	16.3
				新	10.0～14.0	16.3

宮崎県告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字板谷字大王鶴1番6地先から同郡同村同大字同字1番6地先まで	令和元年10月24日

宮崎県告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	221号	都城市高崎町大牟田字新田1247番1地先から同市同町大牟田同字6166番地先まで	令和元年10月24日

宮崎県告示第455号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	223号	都城市御池町霧島国有林243林班た小班から同市同町霧島国有林243林班た小班まで	令和元年10月24日

宮崎県告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
3	県道	日南志布志線	串間市大字一氏字大塚原2729番10地先から同市同大字同字2729番9地先まで	令和元年10月24日

宮崎県告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	日南市北郷町北河内字岩下11番11から同市同町北河内同字11番11まで	令和元年10月24日

宮崎県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
438	県道	北方南	日南市南郷	令和元年10月24日

		郷線	町潟上字上 永田7134番 2地先から 同市同町潟 上同字7130 番3地先ま で	
--	--	----	---	--

宮崎県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南郷線	串間市大字秋山字焼山秋山国有林2052林班く小班から同市同大字同字秋山国有林2052林班く小班まで	令和元年10月24日

宮崎県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字小春 132番8から同郡同村同大字同字 132番8まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年11月8日

宮崎県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年10月24日から同年11月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字板谷字大王鶴1番6地先から同郡同村同大字同字1番6地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

法面対策・落石防止網設置工事に伴う区域変更

4 占用の制限の開始の期日

令和元年11月8日

宮崎県告示第462号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 広原畑地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市大字広原字境田4354番
2	“ “ 字高尾4097番
3	“ “ “ 4096番1
4	“ “ “ 4081番
5	“ “ “ 4088番1
6	“ “ “ 4081番
7	“ “ 字境田4373番
8	“ “ “ 4367番2
9	“ “ 字高尾4091番1地先道路敷
10	“ “ 字境田4355番地先道路敷

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第24号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和元年10月24日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	令和2年1月15日(水)から 1月20日(月)まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査(5枝択一式40問、100分)を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	令和元年11月11日(月)から11月22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
郵送による申込みは認めない。

- (4) 提出書類
受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)1通

5 手数料

- 4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。
手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。